

【消費生活の窓口から】

大手通販会社をかたるハガキにご注意を！

大手通販会社をかたるハガキに関する相談が、全国の50歳代～80歳代の女性で急増しています。大手通販会社も自社ホームページで注意喚起を行っていますので、注意が必要です。

「至急ご確認のお願い」という表題のハガキには、利用料金が未払いのため、状況に応じて支払方法等の相談を受けるので「お電話をお待ちしております」と書いてあります。支払期日は届いた翌日に設定されており、支払わないと差し押さえ等の法的措置などの手続きに進むことや、未払い情報を指定信用情報機関に通知することなどの注意事項（脅し文句）が添えてあります。

【アドバイス】

◆大手通販会社をかたる架空請求ハガキのため、ハガキ記載の連絡先に絶対に連絡しないようにしましょう。

◆万一、ハガキが送り付けられたら、警察（#9110）や消費生活相談窓口に相談しましょう。

※詳しくは、山形県ホームページ [「大手通販会社をかたるハガキに注意！」](#) をご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎662-2593